

公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団（以下「財団」という。）の定款第46条に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 財団は、定款第3条に定める事業の目的に賛同し、賛助会員入会申込書を提出した者を賛助会員とすることができる。

(会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入しなければならない。

(1) 法人会員 50,000円（1口）

(2) 個人会員 10,000円（1口）

2 賛助会員が退会したときは、すでに納入した会費は返納しないものとする。

(特典)

第4条 賛助会員には、次の特典を与えるものとする。

(1) 財団が発行する情報誌、機関誌等の配布

(2) 財団が行う公益目的事業により得られる成果の報告

(3) 財団が主催する発表会、シンポジウム等の案内及び参加

(4) その他賛助会員の参考に資する情報の提供等

(退会)

第5条 賛助会員が退会するときは、財団に退会届を提出するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。